

令和 5 年 1 2 月

第 6 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和5年12月第6回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 87号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第5号））
議第 88号	令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第6号）
議第 89号	令和5年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第 90号	令和5年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第 91号	令和5年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第 92号	令和5年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第 93号	令和5年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第 94号	令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第7号）
議第 95号	令和5年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第 96号	令和5年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第 97号	令和5年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第 98号	令和5年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第 99号	令和5年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
議第 100号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 101号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 102号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 103号	人吉市学校給食費に関する条例の制定について
議第 104号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 105号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 106号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

	営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 7 号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 8 号	公の施設の指定管理者の指定について
議第 1 0 9 号	市道の認定について
報第 1 2 号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
報第 1 3 号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第 8 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 1 1 号 令和 5 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）
（令和 5 年 1 0 月 2 3 日専決）

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 11 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 23 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 5 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）

議第 1 0 0 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 1 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 2 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 3 号	人吉市学校給食費に関する条例の制定について
議第 1 0 4 号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 5 号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 6 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 7 号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第100号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第101号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年人吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 102 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 4 第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

第 15 条の 7 第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に、「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	

	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第15条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第15条の4第2項及び第3項並びに第15条の7第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(令和5年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

職員の給与に関し、人事院勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

人吉市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）に基づき人吉市が市立学校において実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 人吉市立学校設置条例（昭和39年人吉市条例第43号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (2) 学校給食 法第3条第1項の学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって学校給食を受ける教職員その他の者をいう。
- (6) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。

(学校給食費等の徴収等)

第3条 市長は、保護者から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

2 学校給食費及び教職員等給食費（以下「学校給食費等」という。）の額、徴収方法及び納期限は、規則で定める。

(学校給食費等の納付)

第4条 保護者及び教職員等（以下「保護者等」という。）は、規則で定める日までに学校給食費等を納付しなければならない。

(学校給食費等の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第6条 市長は、納期限までに学校給食費等を納付しない保護者等に対し、期限を定めてこれを督促するものとする。

(債権の放棄)

第7条 市長は、学校給食費等に係る債権について、消滅時効が完成し

たものであって規則で定める場合について、当該債権を放棄することができる。

（学校給食費等の管理）

第8条 市長は、法令、条例、規則等に基づき、学校給食費等を適正に管理しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 人吉市学校給食センター運営委員会から人吉市が承継した学校給食費に係る債権については、令和6年4月1日以後は、この条例の規定を適用する。

（提案理由）

学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 104 号

人吉市印鑑条例の一部を改正する条例

人吉市印鑑条例（昭和 53 年人吉市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「規定する個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を、「「個人番号カード」の次に「等」を加え、「（平成 14 年法律第 153 号）」を削る。

第 14 条第 4 号中「個人番号カード」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

スマートフォン用電子証明書に対応したコンビニエンスストアにおける印鑑証明書交付サービスが開始されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第105号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年人吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える改正規定のうち第24条第3項中「（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）」を削り、同項第1号中「出産の日」の次に「。以下同じ。」を加え、同項第2号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」及び同号アからエまでを削り、同項第4号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」及び同号アからエまでを削る。

第24条の2の次に次の1条を加える改正規定のうち第24条の3第1項第1号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和5年9月議会で地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い一部改正した条例について、国から国民健康保険税条例（例）の変更の通達があったため、条例を改正するものである。

議第106号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と」を削る。

第36条第3項中「「法第19条第1号」を「「（認定こども園又は幼稚園に限る。」とあるのは「（特別利用教育を提供している施設に限る。」と、「法第19条第1号」に改め、「「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 107 号

人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営単独住宅条例（令和 2 年人吉市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

西間第 1	令和 2 年度	木造平家	49	人吉市西間上町 2607 番地 4
西間第 2	令和 2 年度	木造平家	27	人吉市西間上町 2418 番地
西間第 3	令和 2 年度	木造平家	13	人吉市西間上町 2553 番地
下原田第 1	令和 2 年度	木造平家	31	人吉市下原田町字荒毛 2130 番地 1
下原田第 2	令和 2 年度	木造平家	10	人吉市下原田町字西門 2160 番地 4
あやめ広場	令和 2 年度	木造平家	15	人吉市城本町 700 番地

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 3 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定（西間第 1 の項を加える改正規定を除く。）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（入居者の資格）

- 2 第 6 条の規定にかかわらず、西間第 1 住宅の施行日から令和 7 年 3 月 31 日まで並びに西間第 2 住宅、西間第 3 住宅、下原田第 1 住宅、下原田第 2 住宅及びあやめ広場住宅の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間の入居者の資格は、第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件を具備する者であつて、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が暴力団員でないものとする。

- (1) 令和 2 年 7 月豪雨災害に係る応急仮設住宅の入居者で、西間第 1 住宅、西間第 2 住宅、西間第 3 住宅、下原田第 1 住宅、下原田第 2 住宅及びあやめ広場住宅（以下「西間第 1 住宅等」という。）に入

居を希望する者

- (2) 令和 2 年 7 月豪雨災害に係る民間賃貸型応急住宅の入居者で、西間第 1 住宅等に入居を希望する者
- (3) 災害証明書の被害の程度が全壊又は半壊で、家屋を解体若しくは解体予定の世帯（やむを得ない理由により家屋を解体できない世帯を含む。）又は住んでいた借家から立ち退きを命じられた世帯であり、かつ被災者生活再建支援制度の加算支援金、民間賃貸住宅入居助成等の助成金を受給していないこと。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

（家賃の特例）

- 3 前項に規定する入居者の資格を有する者の西間第 1 住宅等の家賃は、第 1 4 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

家賃	入居開始時から令和 7 年 3 月	徴収しない
	3 1 日まで	
	令和 7 年 4 月 1 日以降	第 1 4 条の規定により算出した額

（提案理由）

令和 2 年 7 月豪雨災害に係る応急仮設住宅が熊本県から人吉市へ無償譲渡されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第108号

公の施設の指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
人吉市まち・ひと・しごと総合交流館
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
人吉市相良町4番地2
一般社団法人ドットリバー
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

議第109号

市道路線の認定について

次の路線を認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点	終点	重要な 経過地
上青井下青井線	人吉市上青井町字上青井町123番9地先	人吉市下青井町字下青井町60番地先	
下青井宝来線	人吉市下青井町字下青井町105番地先	人吉市下青井町字下青井町80番1地先	
青井地内第14号線	人吉市下青井町字下青井町49番1地先	人吉市下青井町字下青井町50番地先	
青井地内第15号線	人吉市下青井町字下青井町35番1地先	人吉市下青井町字下青井町34番4地先	
青井地内第16号線	人吉市下青井町字下青井町27番2地先	人吉市下青井町字下青井町25番1地先	
青井地内第17号線	人吉市上青井町字上青井町163番12地先	人吉市下青井町字下青井町12番10地先	
青井地内第18号線	人吉市下青井町字下青井町96番2地先	人吉市下青井町字下青井町101番9地先	
青井地内第19号線	人吉市下青井町字下青井町62番6地先	人吉市下青井町字下青井町68番9地先	
青井地内第20号線	人吉市下青井町字下青井町66番2地先	人吉市下青井町字下青井町91番地先	
青井地内第21号線	人吉市下青井町字下青井町68番3地先	人吉市下青井町字下青井町68番30地先	

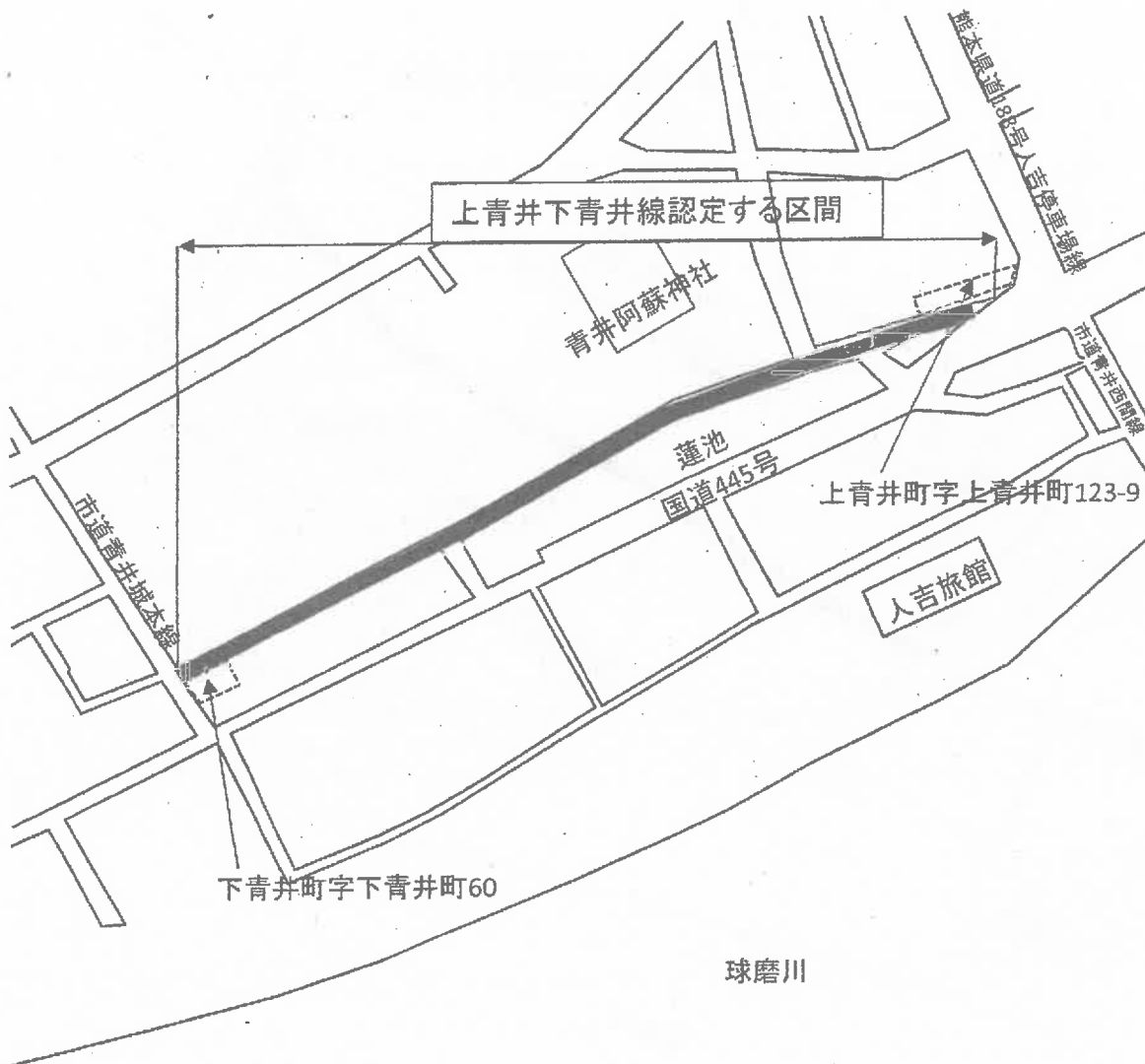
令和5年11月27日提出

人吉市長 松岡 隼人

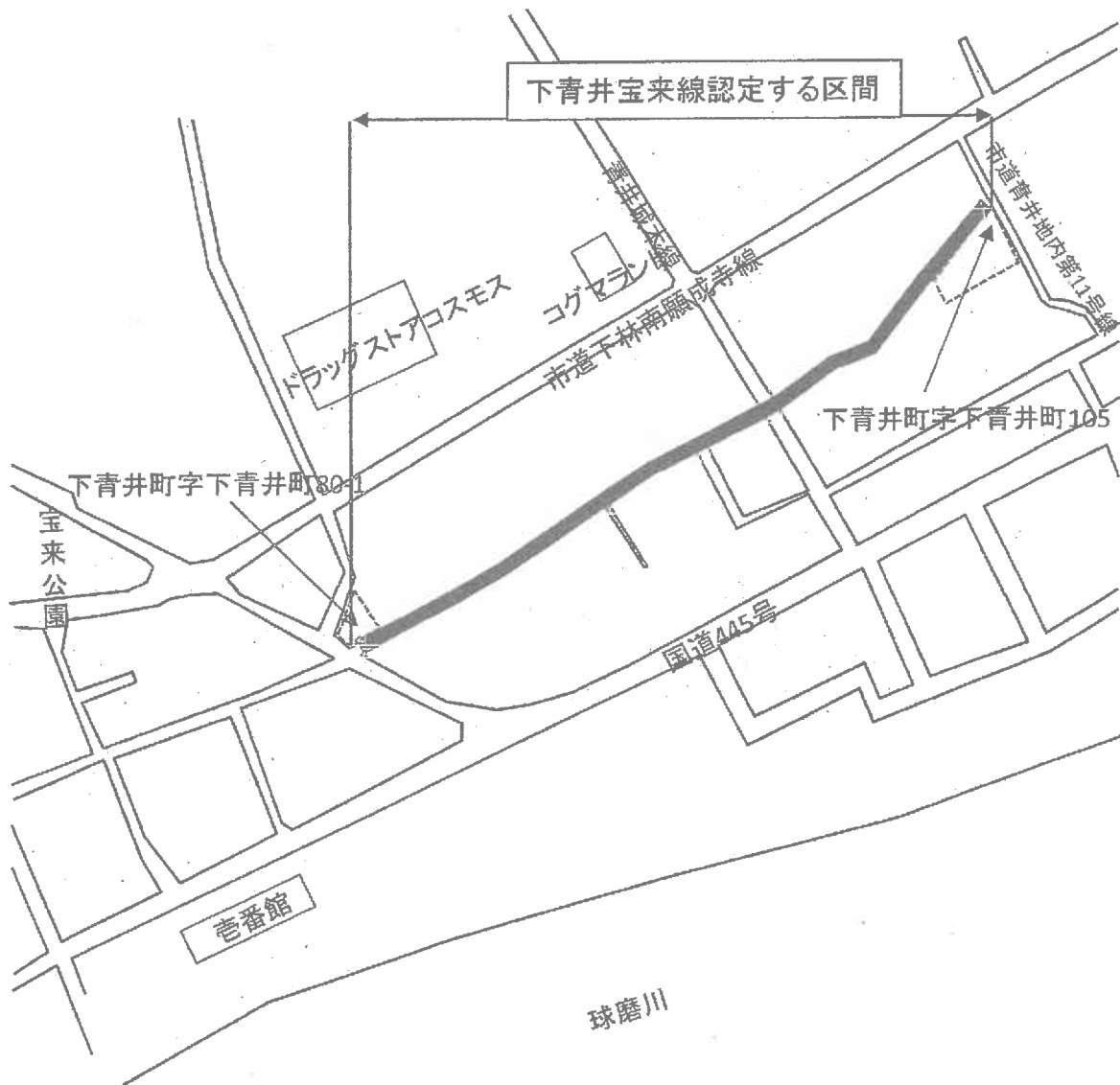
（提案理由）

道路を認定しようとするときは、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

【上青井下青井線認定】



【下青井宝来線認定】



【青井地内第14号線認定】



【青井地内第15号線認定】



【青井地内第16号線認定】



【青井地内第17号線認定】



【青井地内第18号線認定】



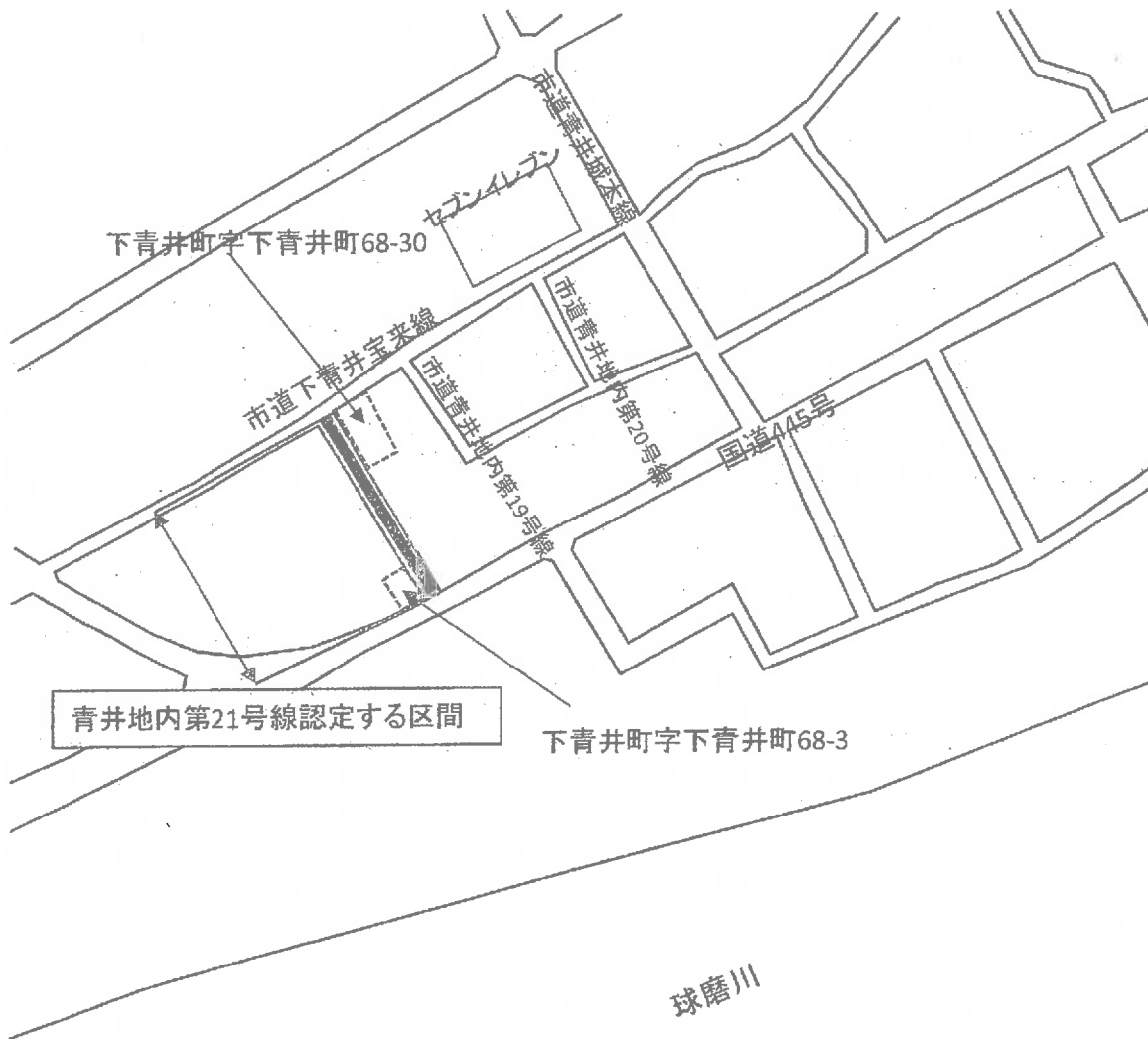
【青井地内第19号線認定】



【青井地内第20号線認定】



【青井地内第21号線認定】



報第 1 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 1 2 号 損害の賠償について
（令和 5 年 1 1 月 1 4 日専決）

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第 1 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
9 3 6 , 4 5 2 円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

報第13号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第13号 損害の賠償について
（令和5年11月14日専決）

令和5年11月27日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第 13 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 14 日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
309,643 円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

